

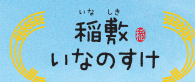
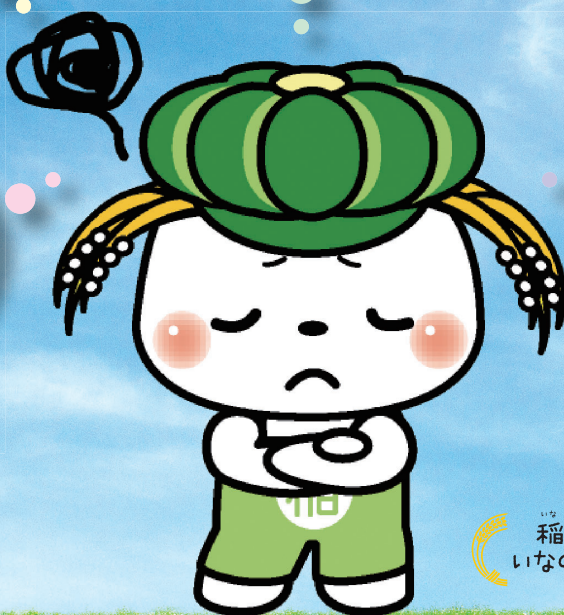
身に覚えのない請求  
のハガキがとどいた  
んだけど・・・

消費生活に関する相談を  
したいけど、どこに問い  
合わせればいいのか？

内容がよく分からない  
まま契約をしてしまって  
不安・・・

この商品、クーリング  
・オフできるの？  
どうやればいいのか？

訪問してきた業者に  
強引な勧誘をされて  
こわい・困っている



# 稲敷市消費生活センター

(TEL 029-893-1523) までご相談ください。

稲敷市消費生活センターでは、商品やサービス、訪問販売など消費生活に関する苦情、相談を専門の相談員が受け付けます。おかしいと感じたら、お気軽に消費生活センターへご相談ください。

**受付日時** 月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始は休み）  
午前9時30分～正午、午後1時～4時30分

**場 所** 稲敷市役所1階 消費生活センター（稲敷市犬塚1570番地1）

**相談方法** 直接センターへ来所または電話で相談  
※出前講座等でセンターを留守にしている場合もありますので、できる限り来所される前にお電話ください。

## 相談員による出張出前講座をいたします

稲敷市消費生活センターでは、年々複雑化する悪質商法や消費者トラブルを未然に防止するべく、啓発活動の一環として出前講座を行っています。

申込方法等詳細は上記稲敷市消費生活センターまでお問い合わせください。